

損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント

「好配当割安日本株ファンド（限定追加型／繰上償還条件付）2012-03」の設定

損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社（東京都中央区：代表取締役社長 数間 浩喜）は、わが国の株式を主要投資対象とする、追加型投信「好配当割安日本株ファンド（限定追加型／繰上償還条件付）2012-03（以下、当ファンド）」を2012年3月23日に設定します。

設定・運用：損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社
 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第351号
 加入協会：社団法人投資信託協会、社団法人日本証券投資顧問業協会
 【本件に関するお問い合わせ】 営業部 03-5290-3519

ファンドの特色

ファンドの目的

当ファンドは、わが国の株式への投資を通じて、信託財産の成長を図ることを目的とします。

ファンドの特色

1

わが国の株式を主要投資対象とし、「好配当」かつ「割安」と判断した銘柄に厳選投資します。

「好配当」…日本の全上場銘柄の中でも、予想配当利回りが市場平均を上回る銘柄を指します。*

「割安」…損保ジャパン日本興亜アセットマネジメントの独自の投資価値分析に基づき、相対的に割安度が高いと判断した銘柄を指します。

*投資対象となる銘柄群を「好配当銘柄群」と呼びます。「好配当銘柄群」は、日経株価指数300の構成銘柄をベースに全上場銘柄から、時価総額、売買流動性、信用リスク、事業内容等を勘案して決定した銘柄（日本株投資候補銘柄群）の中でも、予想配当利回りが市場平均を上回る銘柄で構成されます。

2

基準価額*が、12,000円以上となった場合には、すみやかに短期有価証券、短期金融商品等の安定資産による運用に移行し、繰上償還***を行います。**

*1万口当たりの基準価額とし支払済みの収益分配金（税引前）を含みます。

**安定資産による運用開始以降も繰上償還日までは、基準価額は市況動向などの影響を受けるため、基準価額*が12,000円を下回ることがあります。

***ただし、2015年3月1日以降に基準価額*が、12,000円以上となった場合には、すみやかに安定資産による運用への移行は行いますが、繰上償還はせず、満期償還として対応します。

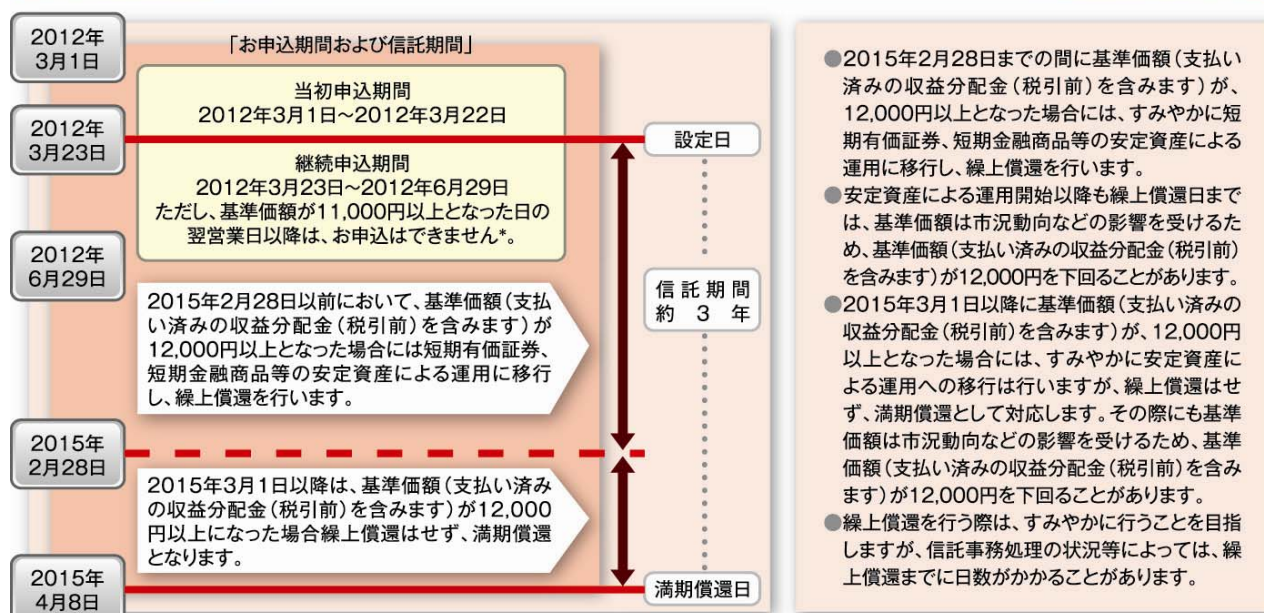
基準価額、償還価額が12,000円以上となることを示唆・保証するものではありません。

3

2012年6月29日（金）まで購入のお申込みができます。*

*継続申込期間（2012年3月23日～2012年6月29日）において、基準価額が11,000円以上となった日の翌営業日以降は、購入のお申込みはできません（販売会社にて既にお預かり済みのお手続きも含まれます）。

設定日から2015年2月28日以前において、基準価額(支払い済みの収益分配金(税引前)を含みます)が、12,000円以上になった場合、すみやかに短期有価証券、短期金融商品等の安定資産による運用に切り替え繰上償還を行いません。



*販売会社にて既にお預かり済みのお手続きも含みます

ファンドの概要

ファンド名	好配当割安日本株ファンド(限定追加型/繰上償還条件付) 2012-03
商品分類	追加型投信/国内/株式
属性区分	株式 一般/年1回/日本
購入の申込期間	当初申込期間 2012年3月1日から2012年3月22日 継続申込期間 2012年3月23日から2012年6月29日 ・2012年6月30日以降のお申込みは受けません。 ・継続申込期間において、1万口当たり基準価額が11,000円以上となった日の翌営業日以降は、購入のお申込みはできません(販売会社にて既にお預かり済みのお手続きも含みます)。
購入単位	販売会社が定める単位
購入価額	当初申込期間 : 1口当たり1円 継続申込期間 : 購入申込受付日の基準価額
換金単位	販売会社が定める単位
換金価額	換金請求受付日の基準価額から信託財産留保額を控除した額
換金代金	換金請求受付日から起算して、原則として5営業日目からお支払います。
信託期間	2015年4月8日まで(設定日 2012年3月23日)
繰上償還	委託会社は、2015年2月28日までの間に1万口当たり基準価額(支払い済みの1万口当たり収益分配金(税引前)を含みます)が12,000円以上となった場合には繰上償還させます。また、受益権の残存口数が10億口を下回ることとなった場合、またはやむを得ない事情が発生したときは、繰上償還させることがあります。
決算日	原則、毎年4月8日(休業日の場合は翌営業日) ※初回決算日: 2013年4月8日
収益分配	毎決算時(年1回)、収益配分方針に基づいて収益の分配を行います。
信託金の限度額	1兆円
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。配当控除、益金不算入制度の適用があります。
受託会社	株式会社りそな銀行(再信託受託会社: 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)
販売会社	岩井証券株式会社、コスモ証券株式会社

※詳しくは、投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

ファンドに係る手数料等について

■投資者が直接的に負担する費用	
購入時手数料	販売会社が定めるものとします。購入時手数料の料率の上限は、3.15%（税抜3.00%）です。
信託財産留保額	換金請求受付日の基準価額に0.3%の率を乗じた額です。
■投資者が信託財産で間接的に負担する費用	
運用管理費用（信託報酬）	当ファンドの日々の純資産総額に対して年率1.3125%（税抜1.25%）です。
その他の費用・手数料	監査報酬、組入る有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等 ※「その他の費用・手数料」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

※当該手数料等の合計額については、ご投資者の皆様がファンドを保有される期間、売買金額等に応じて異なりますので、表示することができません。詳しくは投資信託説明書（交付目論見書）等でご確認ください。

ファンドに係るリスクについて

当ファンドの基準価額は、組入れられる有価証券等の値動き等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様へ帰属いたします。したがって、**投資者の皆様は投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。**また、**投資信託は預貯金とは異なります。**

当ファンドの主なリスクは以下のとおりです。

※基準価額の変動要因は、以下に限定されるものではありません。

<当ファンドの投資にかかるリスク>

①価格変動リスク

株式の価格は、国内外の政治・経済情勢、市況等の影響を受けて変動します。組入れている株式の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

②信用リスク

株式の価格は、発行体の財務状態、経営、業績等の悪化及びそれらに関する外部評価の悪化等により下落することがあります。組入れている株式の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また発行体の倒産や債務不履行等の場合は、株式の価値がなくなることもあり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

③流動性リスク

国内外の政治・経済情勢の急変、天災地変、発行体の財務状態の悪化等により、有価証券等の取引量が減少することがあります。この場合、ファンドにとって最適な時期や価格で、有価証券等を売買できないことがあり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

また、取引量の著しい減少や取引停止の場合には、有価証券等の売買ができなかったり、想定外に不利な価格での売買となり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

<その他の留意点>

①クーリングオフ制度（金融商品取引法第37条の6）の適用はありません。

②当ファンドは、2015年2月28日以前において、1万口当たり基準価額（支払済みの1万口当たり収益分配金（税引前）を含みます。）が12,000円以上となった場合は、すみやかに短期有価証券、短期金融商品等の安定資産による運用に移行し、繰上償還を行います。ただし、2015年3月1日以降に1万口当たり基準価額（支払済みの1万口当たり収益分配金（税引前）を含みます。）が、12,000円以上となった場合には、すみやかに安定資産による運用への移行は行いますが、繰上償還はせず、満期償還として対応します。

※安定資産による運用開始以降も繰上償還日までは、基準価額は市況動向などの影響を受けるため、1万口当たり基準価額（支払済みの1万口当たり収益分配金（税引前）を含みます。）が12,000円を下回ることがあります。

繰上償還となった際は、可能な限りすみやかに行うことを目指しますが、信託事務処理の状況等によっては、繰上償還までに日数がかかる場合があります。

ご注意事項

- ・当資料は、ニュースリリースとして損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社が作成した資料です。したがって、勧誘を目的としたものではありません。また、法令に基づく開示書類ではありません。
- ・当資料に記載されている各事項は、作成時点のものであり、予告なしに変更する場合があります。
- ・投資信託は、主として値動きのある証券等に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。したがって、元金が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失が生じ、投資元金を割り込むことがあります。また、運用による損益はすべて投資者の皆様へ帰属いたします。
- ・投資信託の取得のお申込みにあたっては、販売会社から投資信託説明書（交付目論見書）を予め、または同時にお渡しいたしますので、必ずお受け取りいただき、投資信託説明書（交付目論見書）の内容を十分にお読みいただいた上、ご自身でご判断ください。なお、投資信託説明書（交付目論見書）の提供は、販売会社において行います。